

通学区域に関すること

2025.6.27 学校規模適正化基本計画検討委員会（第四回）

資料④-02

1. 通学区域に関すること
2. 学校の適正配置（通学条件）について
3. ご意見、ご協議いただきたいこと



1-1.通学区域に関すること 1/3



○通学区域は、どのように決まる？

学校教育法施行令

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条第2項 **市町村の教育委員会**は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の**就学すべき**小学校、中学校又は義務教育学校を**指定しなければならない**。

通学区域

道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

直方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則

(通学区域)

第2条 直方市立小学校及び中学校の通学区域は、別表によるものとする。



1-2.通学区域に関すること 2/3



別表(第2条関係)直方市立小学校及び中学校の通学区域

学校名	通学区域
直方南小学校	丸山町、新町一・二・三丁目、殿町1番、殿町2番16号～19号、殿町5番～16番、溝堀一・二・三丁目 大字山部の一部 大字直方の一部
直方北小学校	殿町2番1号～15号、殿町2番23号、殿町3番～4番、古町、津田町、須崎町、日吉町、神正町、新知町、知古一・二・三丁目 大字知古の一部 大字上新入の一部 大字下新入の一部 大字感田の一部 大字山部の一部
直方西小学校	大字直方の一部 大字山部の一部 大字上新入の一部 大字知古の一部
新入小学校	大字下新入の一部 大字上新入の一部 大字山部の一部 大字知古の一部 大字植木の一部
感田小学校	湯野原一・二丁目 大字感田の一部 大字知古の一部
上頓野小学校	大字上頓野 大字頓野の一部 大字感田の一部
下境小学校	大字赤地 大字下境の一部 大字頓野の一部 大字上境の一部 大字中泉の一部
福地小学校	大字永満寺、大字畑 大字上境の一部 大字下境の一部
中泉小学校	大字中泉の一部 大字下境の一部
植木小学校	大字植木の一部
直方東小学校	大字頓野の一部
直方第一中学校	下境小学校、中泉小学校及び福地小学校の通学区域 並びに溝堀一、二、三丁目
直方第二中学校	感田小学校、上頓野小学校、及び直方東小学校の通学区域
直方第三中学校	直方北小学校、直方西小学校、直方南小学校(ただし、溝堀一、二、三丁目を除く。)及び新入小学校の一部の通学区域
植木中学校	植木小学校及び新入小学校の一部の通学区域

備考 上記「一部」の内容については、教育委員会が別に定める「直方市立小学校及び中学校の通学区域地番表」によるものとする。



1-3.通学区域に関すること 3/3



○通学区域の見直し

= 学校規模の適正化を図る手段の1つ

○学校規模の適正化を図る手段

(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 6ページ)

- ・ 学校同士の統合
- ・ 通学区域の見直し
- ・ 複数の学校に分離すること
- ・ 学校選択制の導入（小規模特認制度等）



2.学校の適正配置（通学条件）について



○直方市の「学校規模適正化」とは、

直方市にとってちょうど良い**学校の規模**や**学校の配置**について検討し、
児童生徒の教育条件を改善すること

（直方市学校規模適正化基本指針 12ページ）

○学校の適正配置（通学条件）

（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 15・16ページ）

- ・通学距離による考え方

徒歩や自転車による通学距離として、

小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当

各市町村において、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準設定が望まれる

- ・通学時間による考え方

「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、市町村が判断

- ・各地域における主体的検討の重要性

各地域の課題や実情は様々

児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備状況や交通手段の状況、気候条件・・・

3.ご意見、ご協議いただきたいこと

- ・ 通学距離、どれくらいが適当か？
- ・ 通学時間、どれくらいが適当か？
- ・ 学校の適正配置（通学条件）について、検討すべきことは？